

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

国会の議決の必要がない政令により「指定感染症」と位置づけ

※新型コロナウイルス感染症はインフル特措法上の感染症の適用外



常に最悪の事態を想定し、今般の新型コロナウイルス感染症にかかる対応について緊急事態宣言を出せるようにする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正(R2.3.13 成立)



国民生活に重大な影響が生じると判断

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態の宣言

公示事項 ①実施すべき期間 ②実施すべき区域 ③概要

**7都府県(東京、神奈川 埼玉 千葉 大阪 兵庫 福岡)に発令(4/7)**  
**※宣言の効力は5月6日まで**

新型インフルエンザ等特別措置法に基づき感染を防止するため、政府が緊急事態宣言をすれば、宣言に特定された区域の都道府県知事は様々な要請・指示が可能となる。



- 1 生活に必要な場合を除き、外出の自粛
- 2 劇場、映画館など人が集まる施設の使用制限若しくは停止  
※施設管理者が正当の理由なく応じないときには指示
- 3 土地や建物を借りて臨時の医療施設を設置することが可能  
※所有者が正当の理由なく同意しないときには強制的使用も可能
- 4 医薬品、食品などの売渡しの要請が可能  
※売り渡しの要請に応じない場合は収用も可能

新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条

緊急事態宣言が発令された場合は全国すべての市町村が対策本部を設置